

第 2 回企画部会の意見等にかかる計画素案における記述等について

No.	意見等の概要	計画素案における記述		第 2 回企画部会の素案における記述	備 考
		頁			
1	市内でテロが発生した場合、安否情報の一元化が必要であり、そこに聞けば何でもわかる「被災者受付センター」というようなものを設置してほしい。	71	(4) 安否情報の整理 市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図りつつ、 <u>一元的に整理する</u> よう努める。(略)	(4) 安否情報の整理 市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。(略)	<p>収集の方法(計画素案 P 68)</p> <p>ア 安否情報の収集は、収容避難所において避難者名簿を作成する等により行うほか、市が管理する医療機関・学校園、指定行政機関等からの情報収集、府警察への照会などによって行う。</p> <p>イ 指定(地方)公共機関、医療機関、私立学校その他の安否情報を保有する関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の収集への協力を要請する。(略)</p> <p>安否情報の照会の受付 (計画素案 P 72)</p> <p>市は、安否情報の照会窓口を設置し、照会窓口の電話及びファクシミリ番号等の周知とあわせて、適正な安否情報の照会が行われるよう市民に対し周知等を行う。</p>

No.	意見等の概要	計画素案における記述		第2回企画部会の素案における記述	備考										
		頁													
2	「武力攻撃事態等への対処」が計画の記述の中心になっているが、現実的には、まず「緊急対処事態への対処」について考えなければならないので、緊急対処事態の方をメインに記述し、武力攻撃事態はそれを準用するという構成にした方がわかりやすいのではないか。	23 ～ 24	<p>1 基本的事項</p> <p>この計画が対象として想定する緊急対処事態については、前章2に掲げるとおりである。</p> <p>緊急対処事態及び緊急対処保護措置に関しては、国民保護法第172条から182条までの規定により、基本的な事項が定められているほか、第183条の規定により、武力攻撃事態及び保護措置に関する規定が基本的に準用されることとなる。(但し、生活関連物資等の価格安定に関する規定、赤十字標章等及び特殊標章等の交付等に関する規定などについては準用されない。)</p> <p>緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、市は、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の伝達及び通知に関し特別な対応を行う場合などを除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。</p> <p><u>本計画においては、第2編以下に武力攻撃事態等への対処について定め、緊急対処事態に関してはそれらの記述を読み替えるものとする。その際の主な用語の読み替えは、次表のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="771 1325 1415 1692"> <thead> <tr> <th>武力攻撃事態等</th> <th>緊急対処事態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護措置</td> <td>緊急対処保護措置</td> </tr> <tr> <td>武力攻撃災害</td> <td>緊急対処事態における災害</td> </tr> <tr> <td>(国民保護)対策本部(長)</td> <td>緊急対処事態対策本部(長)</td> </tr> <tr> <td>武力攻撃</td> <td>緊急対処事態における攻撃</td> </tr> </tbody> </table>	武力攻撃事態等	緊急対処事態	保護措置	緊急対処保護措置	武力攻撃災害	緊急対処事態における災害	(国民保護)対策本部(長)	緊急対処事態対策本部(長)	武力攻撃	緊急対処事態における攻撃	<p>1 基本的事項</p> <p>この計画が対象として想定する緊急対処事態については、前章2に掲げるとおりである。</p> <p>緊急対処事態及び緊急対処保護措置に関しては、国民保護法第172条から182条までの規定により、基本的な事項が定められているほか、第183条の規定により、武力攻撃事態及び保護措置に関する規定が基本的に準用されることとなる。(但し、生活関連物資等の価格安定に関する規定、赤十字標章等及び特殊標章等の交付等に関する規定などについては準用されない。)</p> <p>また、緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、市は、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の伝達及び通知を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。</p>	<p>計画の目的(計画素案P1)</p> <p>この計画は、<u>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)</u>第35条及び第182条の規定に基づき、<u>武力攻撃事態等における避難、救援、武力攻撃災害への対処などの国民の保護のための措置(以下「保護措置」という。)</u>等の実施に関する基本的な枠組みを定めることにより、本市域において、その的確かつ迅速な実施を図り、武力攻撃等から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。</p> <p>実施マニュアル(仮称)の作成等 (計画素案P2)</p> <p>本計画に基づく措置を円滑に実施するため、別途具体的な実施手順などを定める「実施マニュアル(仮称)」を作成する。(略)</p>
武力攻撃事態等	緊急対処事態														
保護措置	緊急対処保護措置														
武力攻撃災害	緊急対処事態における災害														
(国民保護)対策本部(長)	緊急対処事態対策本部(長)														
武力攻撃	緊急対処事態における攻撃														

2 緊急処理事態対策本部
 市は、国の緊急処理事態対処方針が定められ、国から緊急処理事態対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けたときは、市緊急処理事態対策本部を設置し、緊急処理事態対処方針に基づき、自ら緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、関係機関の実施する緊急対処保護措置を総合的に推進する。

3 緊急処理事態への対処にあたっての留意事項
(1) 国の事態認定前の対処
緊急処理事態は、突発的に発生し、発生当初は事故との判別が困難なことが多いと考えられる。そのため、国民保護法に基づく緊急対処保護措置は、国における事態認定の後に実施することとされているが、国の事態認定前の段階においても、市民の生命、身体及び財産を保護するため、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。その場合、市は、本計画第2編第1章第1節「(2)原因不明の事案が発生した場合」の定めに従い、地域防災計画又は危機管理指針等に基づき、迅速に当該事案に対処する。

(2) 緊急処理事態における警報
 緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の伝達・通知の「対象となる地域」の範囲が決定される。
 市長は、府知事から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を「対象となる地域」の住民及び関係のある公私の団体（大阪市地域振興会・大阪市赤

2 緊急処理事態対策本部
 市は、国の緊急処理事態対処方針が定められ、国から緊急処理事態対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けたときは、市緊急処理事態対策本部を設置し、緊急処理事態対処方針に基づき、自ら緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、関係機関の実施する緊急対処保護措置を総合的に推進する。

3 緊急対処保護措置の実施
 (1) 緊急対処保護措置の実施に関する基本的事項
 緊急処理事態における緊急対処保護措置については、本計画第2編以下に定める武力攻撃事態等における保護措置に準じて実施するものとし、その際の主な用語の読み替えは、次表のとおりとする。

武力攻撃事態	緊急処理事態
(国民)保護措置	緊急対処保護措置
武力攻撃災害	緊急処理事態における災害
(国民保護)対策本部(長)	緊急処理事態対策本部(長)
武力攻撃	緊急処理事態における攻撃
対処基本方針	緊急処理事態対処方針

(2) 緊急処理事態における警報
 緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の伝達・通知の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市長は、府知事から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を対象となる地域の住民及び関係のある公私の団体（大阪市地域振興会・大阪市赤十字奉仕団（以下「地域振興会」とい

		<p>十字奉仕団（以下「地域振興会」という。）等に伝達するとともに、市の他の執行機関（教育委員会等）及びその他の関係機関（公立大学法人大阪市立大学（以下「市立大学」という。）等）に対し通知する。</p> <p>緊急対処事態における警報の伝達、通知、解除等については、上記によるほか、本計画第2編第2章に定める警報に準じて、これを行う。</p> <p><u>(3) 市民生活の安定に関する措置の取扱い</u></p> <p><u>武力攻撃事態等が長期にわたる場合を前提とした本計画第2編第5章に定める「市民生活の安定」に関する措置（生活関連物資等の価格安定、避難住民等の生活安定等）については、長期にわたるものは想定されていない緊急対処事態には準用されない。</u></p> <p><u>(4) 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等に関する取扱い</u></p> <p><u>赤十字標章等及び特殊標章等は、武力紛争において使用されるものであることから、本計画第3編第3章に定める「赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理」については、武力紛争でない緊急対処事態には準用されない。</u></p>	<p>う。）等に伝達するとともに、市の他の執行機関（教育委員会等）及びその他の関係機関（公立大学法人大阪市立大学（以下「市立大学」という。）等）に対し通知する。</p> <p>緊急対処事態における警報の伝達、通知、解除等については、上記によるほか、本計画第2編第2章に定める警報に準じて、これを行う。</p>	
--	--	---	--	--

No.	意見等の概要	計画素案における記述		第2回企画部会の素案における記述	備考
		頁			
3	「現地調整所」に関する記述において、現場での動きがあまり明示的に記述されていない。どのくらい現場での動きについて説明するのかを検討されたい。できれば「現地合同調整所」として、危機管理室が総合調整機能を発揮するようにするとよい。	3 1 ～ 3 2	<p>3 現地調整所</p> <p>市対策本部長は、被災現地における関係機関(府、府警察、海上保安監部、自衛隊、医療機関など)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、地域の安全性を確認したうえで、現地の活動上の便宜から最も適した場所に、現地調整所を設置し、(又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、)関係機関との情報共有及び活動調整を行う。</p> <p>現地調整所は、現場における関係機関の代表者(指揮権限を有する者又はその代理者)及び市対策本部からの現地派遣職員等で構成し、関係機関の代表者が、定時又は随時に会合を開催することにより、連携の強化を図る。</p> <p>現地調整所の主な役割は、以下のとおりとする。</p> <p>関係機関相互の活動や安全に関する情報共有や連絡</p> <p>関係機関の役割分担の調整</p> <p>避難に関する情報、被災情報等の広報の調整</p> <p>市対策本部等との連絡調整</p>	<p>3 現地調整所</p> <p>市対策本部長は、被災現地における関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、地域の安全性を確認したうえで、現地の活動上の便宜から最も適した場所に、現地調整所を設置し、(又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、)関係機関との情報共有及び活動調整を行う。</p>	<p>実施マニュアル(仮称)の作成等 (計画素案P2)</p> <p>本計画に基づく措置を円滑に実施するため、別途具体的な実施手順などを定める「実施マニュアル(仮称)」を作成する。(略)</p>

No.	意見等の概要	計画素案における記述		第2回企画部会の素案における記述	備考
		頁			
4	北朝鮮のミサイル発射後、総連系の学校に通う学生に対する嫌がらせが起こっている。武力攻撃事態等が発生した場合に、そういったことが起こらないよう、行政が速やかに配慮した動きをとることについて検討されたい。	96	3 公表・情報提供等 市は、市民の安全の確保、不安の軽減、混乱の防止などを図るため、公表・情報提供等に当たっては、さまざまな手段を活用し、また、広報担当を置くなどにより、被災情報のほか、事態の推移、保護措置の実施状況、留意事項等について、市民に対して適時に、正確かつ積極的な公表・情報提供等に努める。(略)	同左	
5	テロがあった場合、長期的な精神面での影響は、早い段階でケアするかどうかにかかわってくるので、「心のケア」に関する記述について検討されたい。	91	(2) 心の健康相談等の実施 災害による心的外傷後ストレス障害(PTSD)、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。	同左	